

■ 特集「共同体の変革」

都市多言語エリアにおける共同体意識の変容に関する一考察

～地方自治体による言語併記の取り組みを手掛かりとして～

丹羽 牧代

(南山大学短期大学部英語科)

1. はじめに

日本が外国人居住者に対して色々な意味でオープンな国ではないことは、様々な点から言及されている。だが、現実にはいわゆる観光客や短期の留学生などではなく、外国人労働者や難民認定の申請者等、定住・半定住の形で、あるいはそれを希望しつつ日本に居住している外国人の数が増加していることもまたよく知られている。2013年6月公表の政府の公式統計によれば931,416人にのぼる在留外国人がいるとされており、都市別の表を見れば、地域もさまざまであることがわかる。公式の数字として把握されていない実態はさらにこれらの数値を上回るかもしれない。上位100自治体には大都市圏がもちろん含まれ、新宿区のように、10%が在留外国人という場所もある(表1)。また、人口50万～10万人台の都市で1%ほどの人口がこのような在留外国人である自治体も散見される。1%の数字は大きな影響力を持つように感じられないかもしれないが、地方都市の場合、在留外国人の居住する地域は集中することが多い。その場所の住民にとっては、パーセンテージの数値以上に現実として多国籍・多言語をかかえるエリアとして実感されていることになる。

表1 総務省統計局 2013年6月時点 より
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001116310>

第7表 (別表) 在留外国人総数上位100自治体

	市区町村	在留外国人総数
1	新宿区	34,142
2	大阪市生野区	28,663
3	江戸川区	23,751
4	足立区	22,979
5	川口市	22,287
6	江東区	21,228

7	豊島区	19,481
8	港区	19,207
9	大田区	18,711
10	東大阪市	16,947
11	板橋区	16,731
12	荒川区	15,502
13	世田谷区	15,350
14	横浜市中区	15,179
15	北区	14,554
16	豊橋市	14,427
17	豊田市	14,119
18	葛飾区	13,972
19	練馬区	13,072
20	台東区	12,917

中略

40	四日市市	7,936
41	京都市伏見区	7,854
42	名古屋市中区	7,814
43	大阪市平野区	7,650
44	太田市	7,591
45	横浜市南区	7,529
46	津市	7,521
47	小牧市	7,355
48	大阪市中央区	7,336
49	鈴鹿市	7,320

中略

95	一宮市	4,796
96	草加市	4,774
97	名古屋市南区	4,726
98	名古屋市千種区	4,721
99	富士市	4,696
100	横須賀市	4,638

しかし、そのようなエリアがあることは、もちろんそのままそのエリアで多文化・多言語の共同体が成立していることを意味しているわけではない。むしろモザイクのように、あるいは水面上の油のように、混じり合わないままそれぞれの部分を占めている状況の方が多い。そしてまた、そのような状況に対しての問題意識が持ち上がり、新しい形・内実での共同体構築の動きがあることもまた事実である。増加し続ける外国籍市民に対して、彼らが持つ異なる文化に接し、対峙し、時に衝突や融合を繰り返し、そのエリアで共同体を再構成する試みは各地で進みつつある。本稿ではそのような動きに見られる「多文化・多言語共生」に対する受容意識の形成や変容を言語景観の側面から一考する。

日本の主流言語は日本語である。¹ では、そのような状況のもとでは日本語を母語としない定住者・半定住者は、それぞれの居住地域でどのようにそのコミュニティの中で言語生活を送ることになるか。そしてそれを受け入れる側としては異なる言語を使用する文化に対して、主流言語である日本語と彼らの

母語との言語生活上の差異に対して、どのように対峙することになるか。そこに付随する種々の問題については、異文化共生というテーマのフィールドでも多く取り扱われているが、本稿では、その中でPublic Body（公共機構体）が発信している、広い意味での言語景観（Linguistic Landscape）というテーマを取り上げつつ、日本語を母語としない居住者に対してどのように言語が提示され、それは共同体の再構築に向かう変容とどのように連動しつつあるかという側面から考察する。

言語景観という概念はLandry and Bourhis（1997）において、当該言語の話者がコミュニティの中でどの程度活性的（vital）であるかを示すひとつの指標として提唱され、Gorter（2006）等によって本格的に精緻化されたものであるが、基本的には空間の中の言語表記に関わる研究である。しかし、本稿ではもう少し対象部分を広げ、Carrol（2011）、Gottlieb（2011）で取り扱われているような仮想空間（Cyber Space）上での言語の提示を含めた総合的な、空間における言語（Language in Space）の検証を行う。

2. 地方自治体のケース——小牧市——

2.1 小牧市に於ける外国籍居住者の概観と小牧市の姿勢

小牧市は2006年統計では在留外国人数上位100位以内自治体に入っていないが、その後年ごとにその数が上昇し、2013年6月時点で47位となっている（表1）。10年単位での居住外国人の割合伸び率は目覚ましいものがある。（図1）

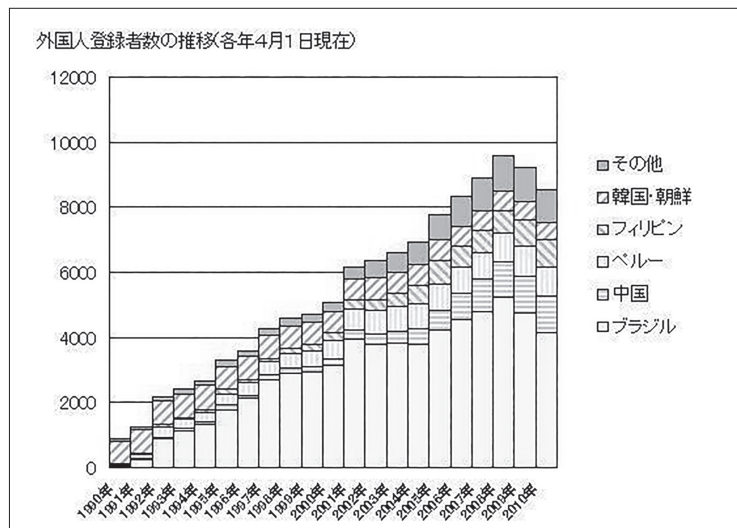


図1 小牧市公式サイト「多文化共生とは」より

小牧市の在留外国人の多さは、小牧市の北西部に多くの工場を抱えることと関連する。図1からはポルトガル語、中国語、スペイン語、英語、タガログ語、韓国語の話者が言語コミュニティを形成しているであろうという推測ができる。小牧市総人口約15万人に対して在留外国人数が約7千数百人（2012年）であることを考えれば数の上では圧倒的日本語優位の状況である。² しかし、上述のように、在留外国人はある特定地域に集まって住む傾向が見られ、特定の地域内での多言語・多文化状況は目に見える形でその存在を主張している。当然そこには言語と文化の多様性からくるプラス面とマイナス面が存在する。多文化・多言語状況に対する小牧市の基本姿勢は次のような文言に提示されている。

『外国籍の市民の中には、日本で生まれて一度も国籍の国へ行ったことがない方もいます。

また小牧市には、外国籍の方のみではなく、帰化して日本国籍を取得した方、外国で生まれた日本国籍の方、国際結婚した夫婦の子どもなど、外国籍の市民と同じようなさまざまなルーツを持つ方がいます。

外国にルーツを持つ方は、言葉の違いや生活習慣の違いなどから、日本で暮らしていく上で課題を抱えています。「日本人」としても、彼らとの接し方が分らず近隣住民同士としての交流ができなかったり、時にはトラブルが発生したりしています。

「多文化共生のまちづくり」に向けて、こうした文化的な「ちがいを」乗り越えるために、お互いに一歩踏み出すことが必要です。』

小牧市公式サイト 「多文化共生とは」より

この宣言には、異質なものを受容し、多文化の共生する共同体を構築しようという方向性が明示されている。そこで、本稿では、以降、地域を外国人を含めた共同体として再構築していこうという意思が、彼らを受容するため、あるいは彼らへ発信するための言語表記という観点からはどのように表れているかを検証していく。

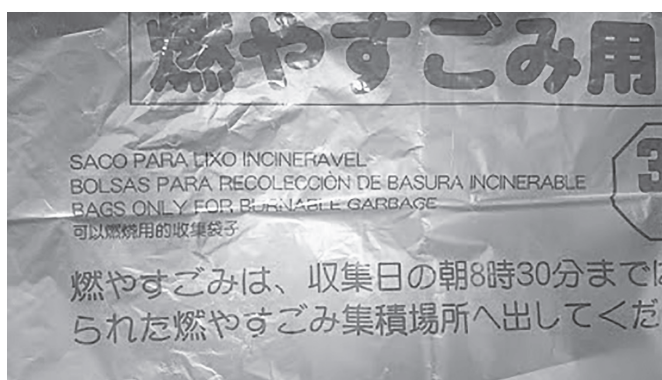
2.2 ごみ分別の案内をめぐる多言語提示状況

共同体成員の母語が多岐にわたる場合にまず受容の第一歩として考えられるのは、多言語による表記や情報共有である。

この点から小牧市の言語政策を見てみよう。例えば身近な例としてはごみ袋に以下のような表示がある（資料1）。ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語の順で「燃やすごみ袋」に相当する表記が認められる。しかし、一見してわかるように情報量には差がある。ある意味日本語優位であることには変わらない。（1）は、丹羽（2014）に挙げた、二言語を表記する場合の情報の扱いについての指標となる項目である。それに照らし合わせて、項目ごとに各言語

の提示状況を観察してみよう。

- (1) a. 当該両言語表記そのものの配置場所
 - b. 両言語の相対的空間配置
 - c. 両言語文字の相対的大きさ
 - d. 両言語の伝える情報量の差異の有無
 - e. 両言語の伝える情報内容の種類
 - f. 両言語の伝達対象
 - g. 両言語併記の主体
- (丹羽, 2014)



資料1 小牧市可燃物用ごみ袋

まず(1a)は「どこに多言語表記があるか」という問題である。市民生活を送る上では必ず使うことになるごみ袋ということで、これは全市民に対して供されているものである。(1b)相対的空間配置を見れば、「燃やすごみ用」という日本語が最上段にあり、以下同じことを意味するポルトガル語、スペイン語、英語、中国語と「順序」があることがわかる。(1c)の言語文字の相対的大きさで言えば、日本語が圧倒的に大きい。それ以外の4言語は同じである。(1d)情報量の差異の有無については、提示されている情報は「燃やすごみ用の袋」であるという部分だけが日本語以外の言語に示されているに過ぎない。(1e)両言語の伝える情報内容の種類は生活に極めて密着したものである。なおかつ、緊急度は高いとは言えないが、生活の基本的部分として了解した上で市民生活を送るのに不可欠なものとはいえる。(1f)言語の伝達対象は、日本語・スペイン語・ポルトガル語・英語・中国語の話者である。そして言語併記の主体は、ごみの分別指定をしている小牧市という自治体である。

このことから、生活に極めて密着した恒常的なレベルにおいて、自治体の言語政策として日本語以外にもポルトガル語、スペイン語、英語、中国語の話者に対して情報提供がなされているが、等価性という点から言えば、日本語が圧

倒的に上位であり優位であり、情報量も多いということと、4言語に一種の順序づけがなされていることが見て取れるであろう。

以上は一例として多言語表記の様相と、そこにおける日本語の優位性や情報の非等価性という側面に焦点をあてたが、もちろんこの例だけが小牧市の姿勢・政策を体現しているわけではない。だが、ある意味象徴的ではある。その意味合いは後述するとして、もう少し多言語表記の様相を検証してみよう。

まず、ごみをめぐる言語提示の施策を他の点から観察する。上記のようにごみ袋そのものには情報の非等価性が見られるが、同様のことが他の情報提供でも観察される。小牧市の全戸に配布される「資源・ごみの分け方と出し方」、「資源・ごみ収集カレンダー」、「資源・ごみの分け方と出し方」については、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語の各国語版が作成されている。また小牧市の公式WebサイトにはそのPDF版が記載されている（資料2）。

日本語版(くらしのガイドより抜粋)
ごみ収集日メモ、表紙、一覧表 (PDF 1.5MB)
プラスチック製容器包装、空きびん、空き缶、金属類、ペットボトル (PDF 2.9MB)
古紙、古布、蛍光灯類、廃食用油(てんぷら油) (PDF 1.5MB)
燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源、ごみの持ち込み (PDF 1.5MB)
一時多量ごみ、事業系ごみ、適正処理困難物、家電リサイクル法定品、パソコンリサイクル、二輪車リサイクル、消火器リサイクル
資源・ごみ収集日程表 (PDF 819.0KB)
資源・ごみの分別見易表 (PDF 6.2MB)
ポルトガル語版
ポルトガル語 (PDF 4.9MB)
スペイン語版
スペイン語 (PDF 6.4MB)
英語版
英語 (PDF 3.5MB)
中国語版
中国語 (PDF 3.9MB)
タガログ語版
タガログ語 (PDF 5.3MB)

資料2 小牧市Webサイト上「資源・ごみの分け方と出し方」パンフレットのページ

以下が各戸に配布されるパンフレットの各国語版である。日本語版・ポルトガル語版・タガログ語版のみここには記載する（資料3、4、5）。

プラスチック製 容器包装①④	種類	分け方	出し方	収集 回数等	
空きびん④	資源	プラスチック製容器包装 食品トレイ、発泡スチロール、 プラスチック製のボトル、 袋・ふた・カップ、 ネット類など (3・4ページ)	資源用収集袋 (緑色) 洗って出す	週1回 資源回収場所	
空き缶 ペットボトル⑤		空きびん 飲料用びん、 化粧品びん、 罐びんなど (4ページ)	資源用収集袋 (緑色) 洗って出す	月2回 資源回収場所	
金属類⑥		空き缶 飲料用・食品用の アルミ缶とスチール缶 (20cm×50cm以下の 大きさのものに限る) (5ページ)	資源用収集袋 (緑色) 洗って出す	月2回 資源回収場所	
古紙⑦		ペット ボトル 飲料・酒類・しょうゆ用 などのペットボトル (5ページ)	資源用収集袋 (緑色) 洗って出す	月2回 資源回収場所	
古布⑧		金属類 カセットボンベ、 スプレー缶、金物類、 小型家電 (6ページ)	資源用収集袋 (緑色)	月2回 資源回収場所	
蛍光管類 廃食用油⑨		古紙 新聞、雑誌、 雑み、段ボール、 飲料用紙パック 古布 (7・8ページ)	資源用収集袋 (緑色)	月2回 資源回収場所 (一部除く) ※紙袋がなければ、資源用収集袋で、 古布は資源用収集袋で出す。(雨天中止)	
燃やすごみ 燃やさないごみ⑩		蛍光管類 蛍光管・温度計・ 体温計など、 水銀を含むもの (9ページ)	資源用収集袋 (緑色)	指定日 資源回収場所 (一部除く)	
粗大ごみ⑪⑫		廃食用油 (天ぷら油) 家庭で使用した 植物油の天ぷら油 (飲食店等で発生したもの及び ラード等の動物性は除きます。) 消費期限切れ・ 未使用品も含む (9ページ)	びんまたは ボトルに入れ、 ふたを閉めて お持ちください。	指定 引取場所 詳しくは 9ページ	
資源・ごみの 持ち込み⑬					
一時多量ごみ 事業系ごみ⑭					
遊正遊正遊正⑮					
家電リサイクル 法定品⑯					
パソコンリサイクル 二輪車リサイクル⑰					
消火器リサイクル 非常電灯リサイクル 在宅医療廃棄物⑱					
資源・ごみ 収集日程表⑳					
資源・ごみ 分別早見表㉑～					

1

種類	分け方	出し方	収集 回数等	資源・ごみの 分け方と出し方 一覧表①②
ごみ	燃やすごみ 料理くず、木くず、布製品 リサイクルできない 紙類など (10ページ)	燃やすごみ用 収集袋(白色) 打ち枝は縛って出す。 段ボールでの 排出は不可。	週2回 燃やすごみ 収集場所	プラスチック製 容器包装①④
	燃やさないごみ 陶器、ガラスくず、革製品、 容器包装以外の プラスチック製品、 ゴム類、電球、乾電池など (10ページ)	燃やさないごみ用 収集袋(赤色)	月2回 資源回収場所	空きびん④ 空き缶 ペットボトル⑤
	粗大ごみ 机、椅子、タンス、自転車など ※原則、縦横高さの 1辺が1.7m以内	1.有科戸別収集(1点1,000円) ■申込先:粗大ごみ受付センター TEL:0429-529-416	有料	金属類⑥







資料3 ごみの分別日本語版パンフレット

LISTA PARA SEPARAÇÃO E COLOCAÇÃO DE LIXO



O lixo deve ser colocado no saco indicado e levado ao local designado até às 08:30 da manhã do dia de recolhimento.

Devido ao aumento da quantidade de lixo, a capacidade de incineradores de lixo estão funcionando no limite saturação, e também tem acarretado muitas despesas no tratamento do lixo. Esperamos um bom aproveitamento dos recursos utilizados para tratamento do lixo, afim de proteger os recursos naturais e dessa maneira pretendemos que diminua a quantidade de lixo. Portanto pedimos a sua cooperação.

Circunscreva o dia da semana da coleta de sua área.

ÍTEMS	SEPARAÇÃO	COLOCAÇÃO	COLETA
EMBALAGENS PLÁSTICAS	EMBALAGEM DE ALIMENTOS, ISOPOR, GARRAFAS E COPOS PLÁSTICOS, REDES ETC..... (DEVEM SER LAVADOS)	 SACO P/ MATERIAL RECICLÁVEL (COR VERDE)	1 VEZ POR SEMANA LOCAL DE LIXO RECICLÁVEL
GARRAFAS DE BEBIDAS	GARRAFAS DE BEBIDAS FRASCOS DE COSMÉTICOS E GARRAFAS EM GERAL(DEVEM SER LAVADOS)	 SACO P/ MATERIAL RECICLÁVEL (COR VERDE)	2 VEZES POR MÊS LOCAL DE LIXO RECICLÁVEL
LATAS DE ALUMÍNIO E METAL	LATAS DE BEBIDAS DE ALUMÍNIO E OUTROS (DEVEM SER LAVADOS) LATAS DE CONSERVA DE ALUMÍNIO E METÁLICOS (ABAIXO DE 20cmx50cm)	 SACO P/ MATERIAL RECICLÁVEL (COR VERDE)	2 VEZES POR MÊS LOCAL DE LIXO RECICLÁVEL
MATERIAIS METÁLICOS	LATAS DE CONSERVA (ACIMA DE 20cmx50cm) ,LATAS DE SPRAY GÁS ENLATADO E OUTROS METAIS(LAVAR LATAS DE CONSERVA)	 SACO P/ MATERIAL RECICLÁVEL (COR VERDE)	2 VEZES POR MÊS LOCAL DE LIXO RECICLÁVEL
GARRAFAS PLÁSTICAS(PET)	GARRAFA PLÁSTICA DE BEBIDAS, SHOYU E OUTROS(DEVEM SER LAVADOS)	 SACO P/ MATERIAL RECICLÁVEL (COR VERDE)	2 VEZES POR MÊS LOCAL DE LIXO RECICLÁVEL
PAPEIS E PANOS USADOS	JORNAIS,REVISTAS E PAPEIS EM GERAL,PAPELÃO EMBALAGEM DE BEBIDAS E ROUPAS USADOS	JORNAIS,REVISTAS E PAPELÃO DEVEM SER SEPARADOS E AMARRADOS EM CRUZ E OUTROS PAPEIS COLOCAR EM SACO DE PAPEL, ROUPAS USADOS COLOCAR EM SACO P/ MATERIAL RECICLÁVEL	2 VEZES POR MÊS LOCAL DE LIXO RECICLÁVEL (NÃO COLOCAR NOS DIAS DE CHUVA) (EXCETO UMA PARTE)
LÂMPADAS FLUORESCENTES E OUTROS	LAMPADAS FLUORESCENTES TERMOMETROS E RECIPIENTES COM MERCÚRIO	 SACO P/ MATERIAL RECICLÁVEL (COR VERDE)	DATAS DESIGNADAS LOCAL DE LIXO RECICLÁVEL (EXCETO UMA PARTE)
ALIMENTOS USADOS	ÓLEO VEGETAL USADO NA FRITURA CASEIRA (EXCETO ÓLEO VEGETAL E ANIMAL DE USO INDUSTRIAL)	PARA TRANSPORTAR, COLOCAR NAS GARRAFAS PLÁSTICAS.	LOCAL DE RECOLHIMENTO: PREFEITURA, ECO-HOUSE KOMAII ESTÁÇÃO DE RECOLHIMENTO DE RESÍDUOS LÍQUIDOS: CENTRO CÍVICO ALBUCA, CENTRO CÍVICO SHINOOKA, CENTRO CÍVICO HETADATO, CENTRO CÍVICO TOULOU, CENTRO CÍVICO SIBU (LEVAR NO HORÁRIO DAS 8:30 AS 17:00HS)

OS SACOS PARA RECICLAGEM DEVEM SER USADOS CADA QUAL COM O OBJETO SEPARADOS ADEQUADAMENTE CONFORME INDICAÇÕES ACIMA

ÍTEMS	SEPARAÇÃO	COLOCAÇÃO	COLETA
LIXO INCINERÁVEL	RESÍDUOS DE ALIMENTOS ESPÉCIES DE PAPEIS NÃO RECICLÁVEIS, MADEIRAS GALHOS, CAPIM E PRODUTOS DE PANO,	 SACO P/ LIXO INCINERÁVEL (COR BRANCA)	2 VEZES POR SEMANA LOCAL DE LIXO INCINERÁVEL
LIXO NÃO INCINERÁVEL	PORCELANA, VIDROS, PRODUTOS DE COURO PRODUTOS PLÁSTICOS BORRACHAS, LÂMPADAS LANTERNAS.	 SACO P/ LIXO NÃO INCINERÁVEL (COR VERMELHO)	2 VEZES POR MÊS LOCAL DE LIXO RECICLÁVEL
LIXO DE GRANDE PORTE	MESA, CADEIRA, GUARDA ROUPA, BICICLETAS, COMPRAR SELO ADESIVO.	5 OBJETOS POR VEZ CADA 1000YEN TEL. P/ RESERVA 0120-530-415	PAGO E COLETADO SEPARADAMENTE

資料 4 ごみの分別ポルトガル語版パンフレット

TALAAN-KUNG-PAANO PAGBAHAGI-BAHAGININ-ANG-MGA-BASURA

(タガログ語)

Pakilagay ang inyong mga basura sa lugar na pinag-usapan tuwing 8:30 ng umaga sa araw ng pangongolekta ng mga basura.

URI	PARAAN NG PAGBABAHA-BAHAGI NG MGA BASURA	PARAAN NG PAGLALABAS NG BASURA	ILANG BESES NAG-IIPON	
RESOURCE (MGA GAMIT NA MAAARING I-RECYCLE O GAMITIN MULI)	Mga lalagyanang yari sa plastik	Mga lalagyan ng pagkain, Styrofoam, mga boteng gawa sa plastic, mga supot, mga takip, baso at mga net	Supot na lalagyan ng mga gamit na maaring i-recycle (kulay berde). Hugasan muna bago ilabas.	Isang beses sa loob ng isang linggo Lugar ng koleksyon ng mga gamit na maaring i-recycle
	Mga boteng walang laman	Mga bote ng inumin, mga bote ng kosmetik, at iba pang uri ng mga bote	Supot na lalagyan ng mga gamit na maaring i-recycle (kulay berde). Hugasan muna bago ilabas.	Isang beses sa loob ng dalawang buwan Lugar ng koleksyon ng mga gamit na maaring i-recycle
	Mga latang walang laman	Mga latang yari sa aluminyo at bakal na ginamit sa mga inumin at pagkain (limitahan lamang ito sa baba ng 20x50cm)	Supot na lalagyan ng mga gamit na maaring i-recycle (kulay berde). Hugasan muna bago ilabas.	Isang beses sa loob ng dalawang buwan Lugar ng koleksyon ng mga gamit na maaring i-recycle (kung hindi sa Toukado)
	Mga mina	Mga bala ng cassette, lata ng spray at mga matitigas na kasuotan	Supot na lalagyan ng mga gamit na maaring i-recycle (kulay berde).	Isang beses sa loob ng dalawang buwan Lugar ng koleksyon ng mga gamit na maaring i-recycle
	Mga PET bottle	PET bottle na mula sa mga inumin, alak, at sho-yu	Supot na lalagyan ng mga gamit na maaring i-recycle (kulay berde). Hugasan muna bago ilabas.	Isang beses sa loob ng dalawang buwan Lugar ng koleksyon ng mga gamit na maaring i-recycle
	Mga lumang papel at tela	Mga diyaryo, magasin, papel, kulubuting karton, mga pakete ng inumin, at lumang tela	Ang mga gamit na papel ay itatali upang likumin. Ang mga papel naman na hindi maaring itali ay lalagay sa ibang supot na yari sa papel. *Kung walang supot yari sa papel, lalagay sa supot na lalagyan ng mga gamit na maaring i-recycle at ang lumang tela naman ay sa "supot na lalagyan ng mga gamit na maaring i-recycle"	Isang beses sa loob ng dalawang buwan Lugar ng koleksyon ng mga gamit na maaring i-recycle (ang ibang bahagi ay hindi kasali) [Rainout]
	Mga fluorescent	Plosera, thermometer, mga clinical thermometer, at ibang gamit na may asoge o mercury	Supot na lalagyan ng mga gamit na maaring i-recycle (kulay berde).	Takdang araw Lugar ng koleksyon ng mga gamit na maaring i-recycle (ang ibang bahagi ay hindi kasali)
	Mga nagamit nang mantika (Pang-Tempura)	Botanical tempura oil na ginamit sa bahay at yung mga mantikang hindi pa nagagamit (ang mga mantikang galingsa restaurant ay hindi kasali). Pati, mahigit sa panahon ng pagtikim at hindi pa nagagamit.	Ilagay ang mga bote, siguraduhing may takip ang mga ito.	Nakatukdang lugar ng pagtanggap: Municipio, Eco-House, Komaki-city bawat na Citizens Center, City Center, Resource Collection Center, at West Community Center

URI	PARAAN NG PAGBABAHA-BAHAGI NG MGA BASURA	PARAAN NG PAGLALABAS NG BASURA	ILANG BESES NAG-IIPON	
BASURA	Sunog na basura	Mga basurang mula sa pagluluto, mga basurang mula sa kahoy, tela, mga papel na hindi puwede i-recycle at iba pa	Supot na pag-iipunan ng mga basurang susunugin (puti)	Dalawang beses sa loob ng isang linggo Lugar ng pag-iipon ng mga basurang sunugin
	Hindi sinunog na basura	Terakota, cullet, mga gamit na yari sa balat, sa mga gamit na yari sa plastik maliban sa mga pangbalot ng lalagyan, mga goma, bumbilya, baterya, at iba pa.	Supot na pag-iipunan ng mga basurang hindi susunugin (pula)	Dalawang beses sa loob ng isang buwan Lugar ng koleksyon ng mga gamit na maaring i-recycle
	Malalaking basura	Mesa, silya, cabinet, bisikleta at iba pa *Isama ang selyo ng pinagbayaran sa pagtatapon ng mga ito.	Hanggang limang piraso sa isang beses 1000-yen para sa isang piraso Numero ng telepono sa lugar ng pag-aaply 0120-530-415	May bayad para sa bawat pag-iipon ng mga basura

資料5 ごみの分別タガログ語版パンフレット

ただし、日本語版には資料2から見て取れるように以下のような詳細情報が揃っているのに対して、各国語版には詳細情報まで用意されていない。つまりここでも情報の等価性までは保障されていない。³

(2)・ごみ収集日メモ、表紙、一覧表 (PDF 1.5MB)

- ・プラスチック製容器包装、空きびん、空き缶、金属類、ペットボトル (PDF 2.9MB)
- ・古紙、古布、蛍光管類、廃食用油 (てんぷら油) (PDF 1.5MB)
- ・燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源、ごみの持ち込み (PDF 1.5MB)
- ・一時多量ごみ、事業系ごみ、適正処理困難物、家電リサイクル法定品、

パソコンリサイクル、二輪車リサイクル、消火器リサイクル、携帯電話リサイクル、在宅医療廃棄物 (PDF 2.6MB)

- ・ 資源・ごみ収集日程表 (PDF 819.0KB)
- ・ 資源・ごみの分別早見表 (PDF 6.2MB)

そして、興味深いのは、資料6に示すように、小牧市のトップページからは直に英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語等のページに飛べるようになっており、その先のリンクのごみ分別に対する言語提供状況である (資料7、8)。⁴



資料6 小牧市公式ウェブサイトトップページ



資料7 資料6最上部右部分の拡大⁵

Jornal Informativo (Portugues)

Aviso sobre o balcao de consultas para estrangeiros(外国人相談窓口のご案内)

Sede da Prefeitura do Município de Komaki, 2º. andar no setor de vida cotidiana e intercâmbio.
das 9:00 às 17:00(exceto das 12:00 às 13:00)

Português: segunda a sexta-feira

Espanhol: segunda-feira·terça-feira·quinta-feira

Além da presença de funcionários que atendem na divisão de seguro e pensão e na divisão de apoio e divisão do bem-estar público em português (das 9:30 às 16:30) e na divisão de assuntos civis em ch

O que e bom saber para viver em Komaki(小牧市に住むために知っておくこと)

小牧市に引っ越してきたら

 [Quando mudar-se para Komaki \(sobre os Chefes da Regiao,etc\) \(PDF 158.3KB\)](#)

ゴミの出し方

 [Forema de depositar o lixo \(PDF 177.2KB\)](#)

税金について

 [Sobre os Impostos \(PDF 147.0KB\)](#)

保険について

 [Sobre o seguro \(PDF 149.7KB\)](#)

資料8 資料7からリンクされたポルトガル語のトップページ

このポルトガル語のページの「ゴミの出し方」のリンク先には(2)に挙げた日本語による詳細な情報の一部分がまとめられた形でひとつに記載されている。それが資料9である。

資源・ごみの出し方(分別方法、カレンダーについて)

Forma de depositar o Lixo e Material Reciclável (forma de Coleta Seletiva, Calendário de Coleta de Lixo)

ごみの分別と再利用にご協力ください

Colaborem com o sistema seletivo de lixo, reaproveitando os materiais re-utilizáveis
ごみを処理するために、市では膨大な経費がかかっています。ごみの分別と再利用にご協力ください。

O custo para processor e eliminar os lixos da Cidade é caríssimo. Portanto vamos reaproveitar os materiais re-utilizáveis, colaborando com o sistema seletivo de lixo.

1. ごみは「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「資源」「粗大ごみ」に分ける

何もかもを一緒に出してはいけません。

Tipos de lixos: “Incineráveis”, “Não-incineráveis”, “Reciclável” e “Lixos de Grande Porte”

Não deposite os lixos, sem antes separá-los corretamente.

2. ごみは、地区別に決められた日に、決められた場所に出すこと

それぞれのごみを出せる日は、住んでいる地域によって決められています。決められた場所に、決められた日の朝8時30分までに、きちんと整理して出しましょう(前の日の夜に出すと、犬や猫に荒らされて、ごみステーションが汚れてしまいます)。

Os lixos devem ser depositados nos dias e locais determinados pelo bairro onde vive.

Os dias de coleta para cada tipo de lixo varia de um bairro para o outro. Depositar no posto de coleta de lixo até as 8h30 da manhã(se depositar o lixo na calada da noite, gatos e cachorros poderão rasgar os sacos, esparramando-os, causando transtornos às pessoas que vivem próximo ao posto de coleta de lixo)

3. 次の家電製品は、ごみとして出すことができません

Os eletrodomésticos que não podem ser depositados nos postos de coleta de lixo são os seguintes:



洗濯機



衣類乾燥機



テレビ(ブラウン管)



冷蔵庫



エアコン



冷蔵庫



薄型テレビ

資料9 資料8からのリンク ごみの出し方

このように、日本語では詳細に記述されている情報が、すべて等価で提供はされず、エッセンスにあたる部分のみをまとめた表記として提示されている。

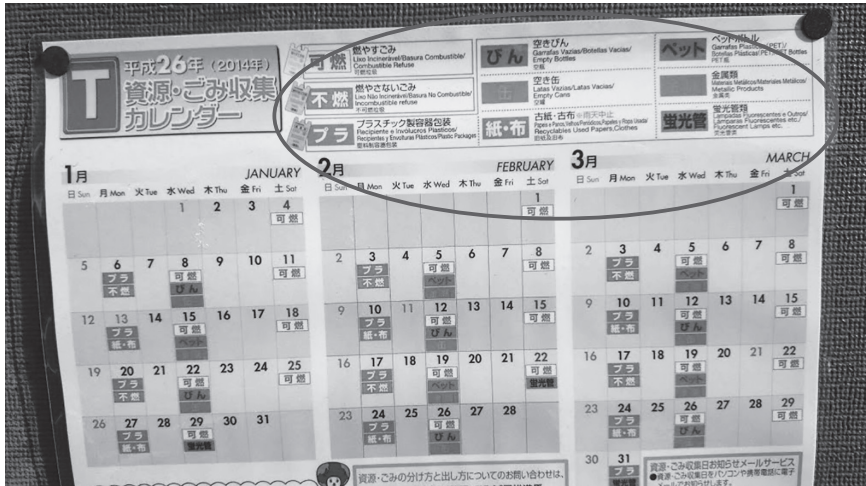
また現実のごみ集積所の表示でも、必ずしも等価性は保障されていないが、多言語表示のよる補足情報は確かに存在する。

資源回収場所		
収集日の朝(8時30分までに)出してください。		
資源は品目ごとに、緑袋に入れて出してください。		
月曜日		プラスチック製容器包装(緑袋)
	第1・3	燃やさないごみ(赤袋)
	第2・4 (雨天中止)	古紙(新聞・雑誌・雑がみなど) 古布(緑袋)
水曜日	第2・4	空きびん(緑袋) 缶(緑袋)
	第1・3	金属類(緑袋) ペットボトル(緑袋)
指定日		蛍光管類(緑袋)
区・小牧市		

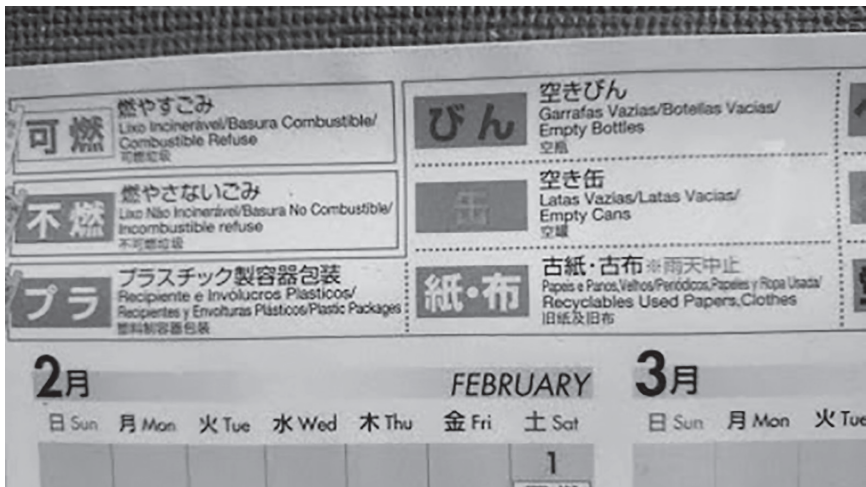
資料10 ごみ集積所の案内掲示

資料10は日程の案内看板であるが、この全体案内には日本語表記しか提示されていない。

しかし、その奥の市の掲示版にある日程表には、資料11のように、一部の多言語の案内がある。2014年度用に作成されたこのカレンダーには、日本語の分別案内のそれぞれの部分のみに下にポルトガル語・英語・中国語の3か国語のみの表示があり、カレンダー本体は各国言語での表記はない。⁶ 背景色と文字色の組み合わせで例えば白地に青の文字で書かれているのが「可燃」であるというパターン認識ができれば、どの日が何の収集日かは理解できることから、情報量としては不足のないものになっている。しかし、この読み替えをしなければならぬという手間の分だけ、日本語話者への情報提供と等価になっているとは言えないであろう。



資料11 ごみ収集カレンダー



資料12 ごみ収集カレンダー右上部分拡大

2.3. 多言語提示における読み手への意識

資源・ごみの出し方(分別方法、カレンダーについて)

Forma de depositar o Lixo e Material Reciclável (forma de Coleta Seletiva, Calendário de Coleta de Lixo)

ごみの分別と再利用にご協力ください

Colaborem com o sistema seletivo de lixo, reaproveitando os materiais re-utilizáveis
ごみを処理するために、市では膨大な経費がかかっています。ごみの分別と再利用にご協力ください。

O custo para processor e eliminar os lixos da Cidade é caríssimo. Portanto vamos reaproveitar os materiais re-utilizáveis, colaborando com o sistema seletivo de lixo.

1. ごみは「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「資源」「粗大ごみ」に分ける

何もかもを一緒に出してはいけません。

Tipos de lixos: “Incineráveis”, “Não-incineráveis”, “Reciclável” e “Lixos de Grande Porte”

Não deposite os lixos, sem antes separá-los corretamente.

2. ごみは、地区別に決められた日に、決められた場所に出すこと

それぞれのごみを出せる日は、住んでいる地域によって決められています。決められた場所に、決められた日の朝8時30分までに、きちんと整理して出しましょう(前の日の夜に出すと、犬や猫に荒らされて、ごみステーションが汚れてしまいます)。

Os lixos devem ser depositados nos dias e locais determinados pelo bairro onde vive.

Os dias de coleta para cada tipo de lixo varia de um bairro para o outro. Depositar no posto de coleta de lixo até as 8h30 da manhã(se depositar o lixo na calada da noite, gatos e cachorros poderão rasgar os sacos, esparramando-os, causando transtornos às pessoas que vivem próximo ao posto de coleta de lixo)

3. 次の家電製品は、ごみとして出すことができません

Os eletrodomésticos que não podem ser depositados nos postos de coleta de lixo são os seguintes:



洗濯機



衣類乾燥機



テレビ(ブラウン管)



冷凍庫



エアコン



冷蔵庫



薄型テレビ

資料13 資料9再掲

さきほどのポルトガル語版の資料9を糸口として、さらに言語表記が示す言語政策上の意識を検討してみよう(資料13)。興味深いのは、実は小牧市の多言語ページへのリンクから入っていく「ゴミの分別・収集に関して」のページでは、ポルトガル語版のみが日本語との二言語併記になっている点である。英語版、スペイン語版、タガログ語版、中国語版では、それぞれの言語でのみの表記となっており、前述のように日本語で提供されている各種情報が縮約され

た形で提供されており、この4か国語版はまったく並行的に書かれている。ポルトガル語版のみが資料9のように、日本語と併記される書き方になっているのである。図1から読み取れるのは、小牧市の外国籍市民は圧倒的にブラジル籍が多いということであり、ポルトガル語の話者は他の言語の話者より多いことが想定される。この日本語の読み手として誰を想定して書かれているかがかきま見える例である。

このことに関連してもうひとつの注目点は、資料14・15で示すように、小牧市サイトの「やさしいにほんご」というページの存在であり、ふりがな使用表記を伴った日本語での発信を併記しているということである。



資料14 資料7再掲

Life information(やさしいにほんご)

ID番号 K511 更新日 平成26年1月7日

外国人相談窓口の お知らせ(がいこくじんそうだん まどぐち の おしらせ)

外国人相談窓口の お知らせ

こまき しやしほ ほんぢょうせいの 2かい せいかつこうりゅう か
 9:00~17:00(12:00~13:00は やすみ)
 ポルトガル(ぼるとがる)ご : げつ~せん ようび
 スペイン(すべいん)ご・えいご : げつ・か・もく ようび

そのほか、ほけんねんさん か と こそだてえん か に ポルトガル(ぼるとがる)語(9:00~17:00)、
 福祉課(ふくしか)に ポルトガル(ぼるとがる)語(9:30~16:30)、
 市民課(しみんか)に 中国語(ちゅうごくご)(9:00~16:30)を はなす ことが できる しょくいん がいます。

ごみの分別表など(ごみの ぶんべつひょう など)

■ 資源(しげん)・ごみ の収集(しゅうじゅう)・分別(ぶんべつ)について

小牧市多文化共生推進プラン(こまきし たぶんか きょうせい すいしん ぶらん)(にほんご)

「多文化共生」(たぶんかきょうせい)について小牧市(こまきし)の現状(げんじょう)を整理(せいり)し、基本的(きほんてき)な考え方(かんがえかた)をまとめました。どのようなことに取り組む(とくむ)のが具体的(くわいてき)なアイデア(アイデア)に書(か)けてあります。
 「外国人市民」(がいこくじんしみん)も「日本人市民」(にほんじんしみん)もできることから多文化共生(たぶんかきょうせい)のまちづくりをめぐって、一歩(いっぽ)ふみだまじましょう。

資料15 やさしいにほんご トップページ

日本に居住する外国人に対して、それぞれの母語による情報提供をすることで共同体への受け入れを表現し推進するのがひとつの方向性であるならば、やさしいにほんごとふりがなの併記という言語表現には、その立ち位置からさらに一歩進み、平易な日本語ならば理解できる、あるいはふりがながあれば日本語を理解できるという程度に日本語を習得した(しようとしている)居住者、すなわち日本語と日本文化へ歩み寄ろうとする居住者への支援の指向性が窺えるといえよう。


もっとも、この「やさしいにほんご」トップページの下部に配置されている

「じちかいのしおり」については、タイトルはひらがなだが、内容のパンフレットは通常レベルの日本語でしか表現されておらず、ふりがなも付記されていない。決してフォーマル度の高い日本語ではないとはいうものの「やさしいにほんご」のレベルについては議論の余地を残すであろう。

区（自治会）に 加入しましょう


いざという時、頼りになるのは
身近なご近所さんです。

不審者を見張る近所の目



「こんにちは」などのあいさつをすることによって、近所とのつながりを深めることが犯罪を未然に防ぎます。

災害時の助け合い



大災害時、消防や警察、市職員などは、すぐさま現地に来ることができません。阪神・淡路大震災、新潟県中越前大震災の時は、被災者の約9割の人が、市民の救助活動により命を救われました。

まずは、区長（自治会長）さんに連絡を！

問合先 小牧市役所 市長公室 協働推進課 TEL(0568)76-1149

資料16 じちかいのしおり

それに対して「しゅうがくがいど」は、タイトルがひらがな、内容もすべてにひらがながふってある。「就学」「学用品」等がそのまま理解可能かどうかは議論の余地はあるかもしれないが、全体的には易しい日本語となっている。⁷

外国籍の子どもを持つ親の皆様へ

外国人のための就学ガイド ～日本の学校への入学手続きについて～

日本の小学校・中学校について

日本人の子どもは、小学校6年間（6歳から12歳）と中学校3年間（12歳から15歳）学校へ入学する義務があります。

外国人の子どもは、希望をすれば、日本の小学校・中学校で勉強することができます。

教育は、子どもたちの将来にとって、とても大切です。ぜひ、小牧の子どもたちと一緒に勉強し、日本の生活を学びませんか？

■ 日本の学校の学年について

- 日本の学校の1年は、4月1日から翌年の3月31日までです。
- 学年は、年齢で決められています。4月2日から翌年の4月1日までに生まれた人が同じ学年になります。
- お子さんの年齢にあった学年に入学することになります。

■ 授業料、教科書代、給食費について

- 授業料と教科書代は無料です。
- 給食費、教科書以外の学用品代などは、毎月、支払うこととなります。（およそ小学校5,000円、中学校10,000円）
- 経済的な理由で給食費等の支払いが難しい方は、給食費等の援助を受けることができる場合がありますので、学校教育課へご相談ください。

（すべての方が援助を受けられるわけではありません。）

■ 入学の手続について

資料17 しゅうがくがいで

このように「やさしいにほんご」のページから得られる情報の形式と質からは、十分に統一された方向性を持った支援姿勢があるとは言えないであろう。しかし居住外国人との地域での共生をめざすにあたって、双方の言語をコミュニケーション手段として使おうという姿勢は、意識の変容を示すものである。日本語以外の言語による情報提供便宜を図るとともに、日本語と日本の文化への適応に向けて、日本語以外の話者からも踏み出してもらおうという努力としての一歩だと考えられる。異なる言語話者に対して、日本語の理解を一方向的に求めるのではなく、相手の言語によるフルサービスを目指すのではなく、歩み寄り擦り合わせをしながら対等な生活共同体としての市民生活を行おうということであろう。

この姿勢を宣言しているのが、2011年3月に策定宣言されている小牧市多文化共生推進プランである（資料18）。

小牧市多文化共生推進プランとは？

2006年3月に総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」では、それぞれの市区町村で、区域内における多文化共生の推進に関する指針・計画を策定し、外国人を直接支援する主体としての取り組みを行うこととされています。

市では、総務省の「地域における多文化共生推進プラン」を学びながら、基本的な考え方を明らかにし、市全体で具体的に推進していくため、「小牧市多文化共生推進プラン（以下「プラン」といいます。）」を策定しました。

用語の説明

用語	説明
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。
こまき市民	小牧市内で暮らす人や働く人など、日常生活のなかで小牧市にかかわるすべての人としします。
外国人市民	一般的に外国籍の人を表しますが、本プランでは外国にルーツをもつ日本国籍の人も含みます。 なお、外国人市民以外のかまき市民を「日本人市民」としします。
こまき調査	2010年2月～3月に、日本人市民と外国人市民を対象として行った「多文化共生アンケート調査」をいいます。

資料18 小牧市多文化共生推進プランパンフレット

共同体の中で対等な市民生活を送るという事の中には、公共の義務を果たし、公共のサービスを同等に享受することが含まれる。母語によるサービスを受ける権利の問題にまでは本稿では立ち入らないが、小牧市がこれを意識してさまざまな言語提示・情報提供の政策を取っていることは間違いのないであろう。その観点から特筆すべきことは、このパンフレットも、また資料19に示す小牧市多文化共生協議会の会議議事録にも、すべて日本語に「ふりがな」が併記されていることである。現実の読者として誰を想定しているかを考えて作成されているということであれば、「時にふりがなの助けを借りながら日本語を読む、小牧市の市制に関心のある読者」ということであろう。それだけいわば、外国語話者でありなおかつ小牧市民として成熟した住み手＝読み手を想定したということになる。なおかつ、多文化共生を目指すひとつの象徴として、日本語話者の読み手を意識して政策姿勢を提示したという面はあるかもしれない。小牧市における議事録のすべてにふりがながついているわけではないことから、そ

ういう意味では全面的に日本語母語話者以外に対して支援をしているということにはならず、道半ばといえるかもしれない。

かいぎ りく 会 議 録						
かいぎのめいしょう 会議の名称	へいせい ねんど だい 第三回小牧市多文化共生協議会について					
かいさいにちじ 開催日時	へいせい ねん がつ 平成25年1月15日(火) 18時30分～20時00分					
かいさいばしょ 開催場所	ほんぢょうしゃ かい かいぎしつ 本庁舎4階404会議室					
しゅつせきしゃ せよ 出席者 及 けつせきしゃ び欠席者	<p>しゅつせきしゃ ○出席者</p> <p>【委員】 ふじかどいん さいれんじいん みやたいいん つばやいん 藤門委員、西連寺委員、宮田委員、坪谷委員、 ひらしあいん おおしまいん むんいん たかあ いん 比嘉委員、大島委員、陳委員、高良委員、 ごとういん すずき いん こまきけいさつしよ たかはしいん こまきしこくさい 後藤委員、鈴木委員(小牧警察署)、高橋委員(小牧市国際 交流協会)、櫻井委員(市民産業部次長)</p> <p>【事務局】 はやしいかつこうりゆうかちやう あんどうこうりゆうかちやう がんどうしゅさ 林生活交流課長、安藤交流係長、丸藤主査</p> <p>○欠席者 こじま いちちやう さとういん 小島委員長、佐藤委員</p>					
ぼうちやう かひ 傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	ぼうちやうていいん 傍聴定員	10	ぼうちやうにんずう 傍聴人数	1
かいぎしだい 会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 内 容 (1) 報告「多文化共生アンケート」について ほか (2) ツルニブアーク ～外国人市民にもっとイベントに参加してもらうためには～</p> <p>4 その他</p>					
といあわ きき 問合せ先	こまき しやくしよ しみんさんぎやうぶ せいかつこうりゆうか こうりゆうがかり 小牧市役所 市民産業部 生活交流課 交流係 たんとう がんどう 担当：丸藤					
かいぎないやう 会議内容	べつし きんしやう 別紙1参照					
<input type="checkbox"/> 全部記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録						

報告を行うこととされている。プランを作った時も日本人市民、外国人市民それぞれにアンケートを実施した。プラン策定時との比較評価を行うため、今回は、日本人を対象にアンケートを実施した。外国人市民を対象にしたアンケートは来年度行う予定である。簡単に結果を報告する。小牧市内に1年以上在住する16歳以上の日本人市民を対象に無作為抽出した3,000人に実施した。回答率は38%で、1,140人である。

「多文化共生という言葉・考え方について知っていますか。」という質問では、言葉だけは知っている人を含めて、65.6%の人が知っていると答えた。多文化共生の考え方について引き続き周知していく必要がある。

外国人市民が区や自治会活動に参加することに關しては、参加すると肯定的な意見が81%であった。3年前のアンケートでは、63.7%であったので、良い結果が得られたと思う。

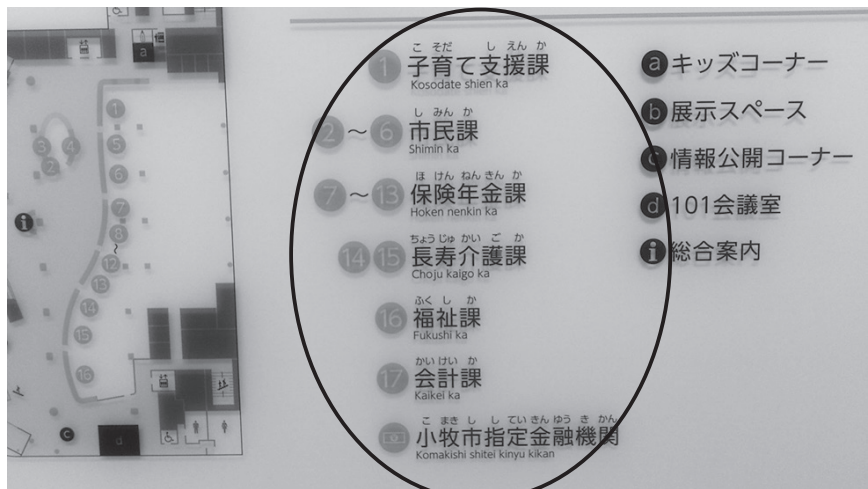
また、外国人との交流について、同じ地域住民として交流し、仲良く暮らしていきたいと答えた人が、61.9%であった。高い数字だとは思わないが、前回の数字が56.2%であり、さまざまな取り組みの成果がでているものと思われる。

報告「挑戦すること」の実施状況について

資料19 平成24年度第3回多文化共生協議会会議録

また同じ状況は小牧市役所の表記にも表現されている。小牧市の市庁舎は2010年度の多文化共生推進プラン策定以降設計され竣工されたものであり、多国籍の市民に対する共生推進の指向が反映されたものとなっている。それは象徴的に庁舎内の案内掲示等に顕現している。まず、資料20に示すように、市役所全体の案内掲示の重要な情報部分には、最上段にふりがなが併記されている。⁸

その下部に大きなフォントの漢字表記が配置され、最下段に日本語のローマ字表記が置かれている。そしてこれは、資料21のような、建物内の各案内版のほとんどすべてに統一的に用いられた表記方法となっている。⁹ ふりがなの付記自体が、漢字を読めるまでには至らないが日本語で情報を得ようとする非日本語母語話者への援助である。しかし、さらにローマ字アルファベットによる「日本語音の表記」があるのは、生活者としては圧倒的に日本語の「音」に晒されるという認識の上に提示されていることを示す。またポルトガル語・スペイン語・英語の話者にとってはローマ字アルファベットの音声化が可能である読み手を意識した想定になっているということであり、これもまた現実状況の反映であるといえる。¹⁰



資料20 小牧市市庁舎案内版



資料21 小牧市市庁舎内揭示版

3. 他の自治体の提供の仕方との差異から

最後に、簡単に、他の自治体との比較点を検討してみよう。早くからとりわけブラジル国籍の居住者の多い地区として知られている浜松市の例を引く。浜松市の公式サイトにも資料22に示すように多言語による情報提供ポータルの中にやさしい日本語のページがある。

[ホーム](#) > [Foreign Language](#)

更新日:2013年9月1日

Foreign Language

Foreign Residents

CANAL HAMAMATSU

English

Portugues

やさしい日本語

中文

Tagalog

Español

Visitors

English

中文

한국어

Web Page Translation

English

portugues

español

簡体字

한국어

Tagalog

浜松市公式Webサイトを多言語に翻訳します。(リンクをクリックすると翻訳結果が別ウィンドウに表示されます。)
この翻訳は、プログラムを利用し、機械的に日本語版の浜松市公式Webサイトを翻訳しますので、内容が100%正確であるとは限りません。翻訳文によっては、本来の意味からはずれた結果になることもあります。以上のことを十分ご理解のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

資料22 浜松市 多言語情報ポータルサイトのページ

特筆すべきは、資料23に示すように、やさしい日本語のページの記述すべてにふりがなを振るという専用ボタンがあるということであろう。漢字の習熟度が低い読み手に対する支援としてふりがなを併記するという発想は小牧市も持っていたが、全ページにわたって利用可能であることが小牧市の施策との大きな差異である。浜松市における言語支援需要やそれに応答する姿勢を示すのであろう。

CANAL HAMAMATSU

浜松市公式の多言語生活情報サイト「カナル・ハママツ」

やさしい日本語
ふりがなを振る / 戻す(PC)



検索

→ 広報はままつを見る

お知らせ

- 平成26年2月8日(土曜日)外国人新入生・保護者のための第2回入学準備ガイダンス(2014/01/14)
- 【不発弾処理】爆破処理を完了しました(2013/11/10)
- 法テラスで、外国語で法律の相談ができます(2013/8/15)

→ もっと見る

見たい内容を選んでください

 日本に住むために <small>住民登録、在留手続きなど</small>	 暮らしの情報 <small>住居、電気・ガス・水道、自治会、印鑑、祝日など</small>	
 健康と医療	 SOS 緊急時の電話	 防災
 教育	 労働	 税金
 ごみ・リサイクル	 子育て	 日本語を学ぶ
 交通	 年金	 福祉
 施設の地図をみる	 MOVIE CLIPS	 相談窓口を探す

資料23 浜松市多言語ポータルサイトからのリンク、「やさしい日本語」ページ

そしてさらに注目すべき点はこのふりがな付与が選択的に提示されているという点である。資料23の丸部分に示された部分の「ふりがなを振る」というボタンをクリックして初めて、資料24のようなふりがな併記提示が表れるのである。



お知らせ

- 平成 28 年 2 月 8 日 (土曜日) 外国人 新入生・保護者のための第 2 回 入学 準備 ガイダンス (2014/01/14)
- 【不発弾処理】爆破処理を完了しました (2013/11/10)
- 法テラスで、外国語で法律の相談ができます (2013/8/15)

→ もっと見る

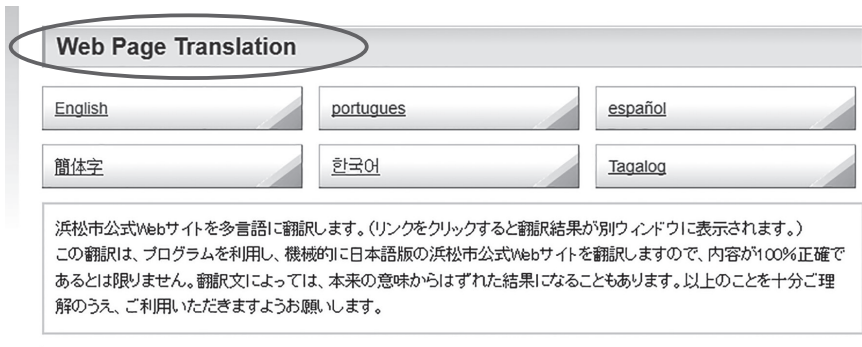
見たい内容を選んでください

<p>日本に住むために 住民登録、在留手続きなど</p>	<p>暮らしの情報 住居、電気・ガス・水道、自治会、印鑑、祝日など</p>	
<p>健康と医療</p>	<p>SOS 緊急時の電話</p>	<p>防災</p>
<p>教育</p>	<p>労働</p>	<p>税金</p>
<p>ごみ・リサイクル</p>	<p>子育て</p>	<p>日本語を学ぶ</p>
<p>交通</p>	<p>年金</p>	<p>福祉</p>
<p>施設の地図をみる</p>	<p>MOVIE CLIPS</p>	<p>相談窓口を探す</p>

資料24 浜松市多言語ポータルサイトからのリンク「やさしい日本語」ページふりがな併記版

情報の等価性を担保する試みについてもうひとつ触れておこう。浜松市と小牧市はそれぞれ公式サイトトップページと多言語ポータルサイトに、以上概観したような独自の多言語提示政策とは別に、機械翻訳サイトとのリンクを置いている。資料25と資料26がそれぞれのリンクである。

資料25 小牧市トップページ サイト全体の機械翻訳のためのリンク



資料26 浜松市多言語ポータルサイトにある、サイト全体の機械翻訳リンク

つまり、外国語で編集されたものではなく、日本語のページがそのまま翻訳されて表示されたページを閲覧できるようになっている。機械翻訳には限界があり、誤訳や文脈情報に依拠しているがゆえに理解不可能な訳文になっている部分はあるものの、日本語のページをそのままの形式・量・質で言語のみ変換して提供しようという試みになっている。ここからは両市とも総合的な等価性も重視していることが窺える。

このように全体をまるごと日本語と等価情報として発信しようという姿勢は、例えば同じような外国籍市民を多く抱え、似たような条件にあり、外国語での併記を行っている近隣市である豊橋市や豊田市にはみられない発想となっている。「やさしいほんご」の設定も、今のところは豊橋市や豊田市の公式サイト上には見られない。^{11 12} 言語提示による共生推進という意味合いで、Webサイト上に限って言えば、小牧市や浜松市の多言語化が一步先んじていると言えよう。

4. まとめと展望

以上、小牧市を中心事例として外国籍市民とともに共同体を再構築しようとしている地方自治体の取り組みを、言語景観・言語の提示という側面から概観してきた。生活に直結する情報から優先で多言語化されているのは、現実に共同体として動かざるを得ないコミュニティからの必要に迫られてのものであり、極めて実用的指向性を持つ。しかし実用的であることは保障されていても、その情報は等価とは言えない。すなわち理念として対等多文化多言語共生の共同体を目指すには不足しているものが多々ある。共生への取り組みとしては、

外国語での情報提供という方向性だけではなく、「やさしいにほんご」によるユニバーサル化やふりがな・ローマ字アルファベット併記など一歩進めた工夫が行われているが、まだ試行錯誤中であると言ってよいであろう。そしてこの先も外国籍市民の居住状況が変化するにつれて、実情に合わせてその取組は再構築を繰り返していくであろう。その変容のひとつの指標になるのが、言語景観であるといえよう。

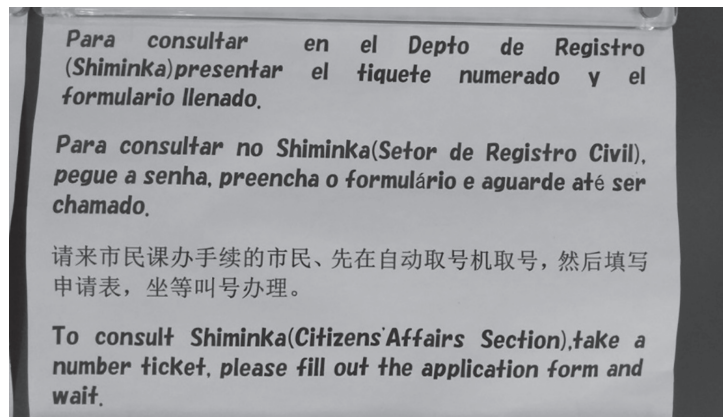
多言語提示、併記等によって浮かびあがるのは、誰のためにこれらの多言語による提示を行うのか、読み手として誰を意識しているのか、という自治体の姿勢であり、またそのような姿勢を持つに至るコミュニティの現実の変容である。更には言えば、これらの言語景観の変容を定点観測していくことには、コミュニティの意識変容を分析する手がかりになり、逆に共生推進のために、どのような言語景観や言語提示を行うことで共同体の再構築意識を涵養していけるのかということを読み解くことにもつながる。もちろん、ここで取り上げた事例はひとつの都市の限定された範囲の公共的な提示に過ぎず、またここに取り上げた公共機構体の政策的な意識や姿勢と、公共機構体以外の商業姿勢とではまた大きく異なる部分がある。しかし、共生を目指すための方法論のひとつとしても、これらの視点による網羅的・発展的研究の寄与できることは決して小さくないと思われる。

注

1. ただし日本では裁判所法74条を除いて日本語を公用語として定めたものがあるわけではない。
2. しかも小牧市サイトにあるように、国籍と母語は必ずしも一致せず、外国人として認知されているながら、日本語が優位な世代を家庭の中にかかえる家族もある。
3. また注目しておきたいのは、このページの多言語パンフレットの案内自体には「その言語での表示がないこと」である。ポルトガル語、とは表記されていてもそこにはPortuguêsもしくは「ぼるとがるご」という表記がない。このページを読むポルトガル語話者ならば、最低でもカタカナ表記を理解できると想定しているか、もしくはこの部分そのものが日本語話者に向けての多言語宣言の意味合いを持つという見方もできよう。
4. 小牧市の英語のページには、ごみの分別と就学案内と多文化共生推進プランのみについて、タガログ語版が併置されている。ここにあるのも英語話者がフィリピン国籍であり、タガログ語の母語話者である確率が大きいという判断である。
5. 興味深いことに、英語版・ポルトガル語版・スペイン語版・中国語版のポータルページを比べると、内容が等価ではなく、ポルトガル語版がやや詳しい。ポルトガル語の話者に対して、やや手厚い対応になっていると言える。人口

比と連動していると思われる。いずれにしても、特徴はそれぞれの言語での表記へのポータルサイトとなっていることであろう。

6. スペイン語の表記が省略されている。理由が定住外国人割合と関係するかどうかは要調査である。
7. 両者の差はどちらの重要度が高いかと考えられているかという意識に繋がるものかもしれない。地域のコミュニティに溶け込むという問題以前に、既に20年近く前から、小学校に就学しない児童についての問題意識が存在しており、15年近く前には既に当事者である小学校において、外国籍（特にブラジル国籍）の児童に対する教員による自主的な日本語支援が行われていた。教育場面での変化がある意味では最初に生活圏が交差した結果とも言える。
8. この配置場所に関しては、日本語のふりがなは上部に置くという慣例の影響があり、一般的な配置的上位＝優位性と直結するかどうかは議論の余地もあろう。
9. 市民課を訪れる市民は受付で番号チケットを取ることになっており、その部分だけは紙に印刷されたスペイン語、ポルトガル語、中国語、英語、の案内がある（資料27）。



資料27 番号チケットの受け取りに関する紙の掲示

10. ちなみに、中国語話者への配慮が省かれたのは、漢字表記そのものがローマ字アルファベットによる補助に相当するという判断からではないかと考えられる。
11. もちろん、この例は豊橋市や豊田市における受容体制が希薄であることに直結することを意味するわけではなく、両市ともポルトガル語の就学支援体制、公共掲示体制などによる施策を行っている。ここではあくまでも、公式サイト上の、言語による提示に限定した場合の比較に過ぎない。
12. 本稿では「やさしいにほんご」の定義について詳しく言及していないが、日本語教育上の段階的措置として設定される平易な日本語という意味ではな

く、基本的には庵他（2013）等に提示されるような、多文化共生を目指して展開される外国籍市民のための日本語を意図している。このような日本語はとりわけ2011年3月11日の東日本大震災を契機に、防災情報伝達のための日本語のあり方として再検討され、その後もさまざまに議論が重ねられている。

References

- Carroll, Tessa (2011) "Local Government Websites in Japan: International, Multicultural, Multilingual?" in Nanette Gottlieb (ed.) *Language in Public Spaces in Japan*. Routledge, London.
- Gorter, Durk (ed.) (2006) *Linguistic Landscape: A New Approach to Multilingualism*. Multilingual Matters, Clevedon.
- Gottlieb, Nanette (2011) "Playing with language in E-Japan: Old Wine in New Bottles." in Nanette Gottlieb (ed.) *Language in Public Spaces in Japan*. Routledge, London.
- 浜松市公式サイト Foreign Language ポータル
<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/foreign/index.html> (2014年1月27日アクセス)
- 庵功雄・イ ヨンスク・森篤嗣 編 2013.「やさしい日本語」は何を目指すか——多文化共生社会を実現するために—— ココ出版, 東京.
- 小牧市公式サイト 「多文化共生とは」
<http://www.city.komaki.aichi.jp/koryu/culture/001798.html> (2014年1月23日アクセス)
- 小牧市 多文化共生推進会議 議事録
http://www.city.komaki.aichi.jp/dbps_data/_material/_files/000/000/001/798/24-3.pdf (2014年1月23日アクセス)
- Landry, Rodrigue and Richard Y. Bourhis (1997) 'Linguistic landscape and ethnolinguistic vitality: an empirical study'. *Journal of Language and Social Psychology*. 16. 23-49.
- 丹羽牧代 (2014) 「言語景観の多層性に関しての一考察」, 『アカデミア文学・語学編』 第95号, 南山大学 (掲載予定)
- 総務省統計局 2011 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001116310> (2014年1月14日アクセス)
- 豊橋市公式サイト
<http://www.city.toyohashi.aichi.jp/> (2014年1月30日アクセス)
- 豊田市公式サイト
<http://www.city.toyota.aichi.jp/> (2014年1月30日アクセス)